



報道発表資料の配信日時 7月15日(金) 16時00分

発表項目 (行事名)	ヒグマ注意報の発出について(松前町)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月15日(金)、松前町字白神で畑作業中の2名がヒグマに襲われ負傷しました。 ○ ヒグマによる人身被害が発生し、当該個体が捕獲されていないことから、<u>松前町を対象に、ヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を促します。</u> ○ <u>注意報は、本日(7/15)から8/14までの一か月を目安に発出します。</u> 		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 注意報の発出は、4月1日に札幌市、6月7日に新十津川町、砂川市、滝川市の2市1町を対象とした発出に次いで3例目です。 ○ 注意報発表に併せて、周辺住民に注意すべき身近な取組を呼びかけます。 		
報道(取材) に当たって のお願い	人身事故発生防止のため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	渡島総合振興局	
担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室(担当者:武田) TEL:011-231-4111(内線24-382)ダイヤルイン:011-204-5988		

北海道ヒグマ注意報等の概要

今回の発出ケース

参 考

■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(エ)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報（警報）
- ・ ヒグマ注意報（注意報）
- ・ ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■ 注意報等の発出

<警報>

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

<注意報>

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

<注意喚起>

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の实情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は懸念されないが、注意を促す際に発出

< 注意報等の発出イメージ >

	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出沒が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他		

< 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出沒している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じ延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出沒、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される時。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の实情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。